

災害ボランティアの活動を支援します！

平成30年7月豪雨の被災地で、活動をされる様々なボランティアグループの皆様方に、(一社)九州地域づくり協会が支援します。支援内容や手続きは次のとおりです。

- **対象グループ** :平成30年7月豪雨の被災地(九州含む西日本各地)で家屋及び公共施設被害を中心にボランティア活動を行う九州内の団体グループとする。(NPO法人、市民団体等(社団法人、財団法人等は除く))
- **支援内容** :活動に必要なヘルメットや長靴、一輪車、マスク等の装備類、携行品類、ボランティア保険、消毒液等(不明な点は御相談下さい)
- **支援額** :1団体1件とし、20万円以内を限度とする。(複数の団体がチームとして活動する場合、チームで1申請までとする。)申請書を審査後、支援の可否等につきまして後日通知します。(支援金は、活動完了後に報告書等を提出していただいてからお支払いします。)
- **支援受付期間** :7月20日(金)～ 当分の間(被災地の状況等にて判断)
- **申請書類等** :以下の書類をA4一枚(別紙様式例1)にまとめて申請下さい。
 - ・〈記載内容〉団体情報と代表者連絡先、活動する地区と内容、期間、支援項目
 - ・〈添付書類〉活動を証明出来る書類【活動内容の実績がなく新規の場合は、御相談下さい】(過去に災害時等でボランティア活動している写真・報告書(写し可)等、証明出来るものを提出(写真は、内容がわかるように(例)〇〇地震・水害等、場所、時期等を添え書きしてください。報告書は、団体として活動している部分の写し又は、広報誌、新聞記事でも可)
- **報告書** :活動終了後、簡単な報告書(A4一枚)(別紙様式例2)を提出下さい。
 - ・申請内容に基づいた現地活動結果(写真付き)～【感想・意見等もどうぞ】～
 - ・領収書(コピーで可、ただし、購入した内容が分かる資料を添付)の送付
 - ・支援金の振込情報(金融機関名、口座番号、口座名義(フリガナ))

◎ 問い合わせ・提出先

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-5-19

一般社団法人九州地域づくり協会

担当者 企画部企画課 松井、有村

TEL:092-476-5680

【応募要領】

今回の平成30年7月豪雨における災害ボランティア活動をされる団体に対して、下記の要件により支援します。

記

1. 防災活動等支援事業の支援額

- 1団体1件とし、20万円以内を限度とする。（複数の団体がチームとして活動する場合、チームで1申請までとする。）
申請書を審査後、支援の可否等につきまして後日通知します。

2. 支援受付期間

- 平成30年7月20日（金）～当分の間（被災地の状況等にて判断）

3. 支援対象者の審査及び提出書類

- 平成30年7月豪雨の被災地（九州含む西日本各地）で家屋及び公共施設被害を中心にボランティア活動を行う九州内の団体グループとする。（NPO法人、市民団体等（社団法人、財団法人等は除く））
- 今回、豪雨災害で活動する内容等をA4の用紙（別紙様式例1）に団体名、支援地区、活動期間、人員、作業内容及び支援項目等を記載のうえご提出ください。
- 支援項目：ボランティア活動に関する保険、ボランティア活動に必要な装備品で安全長靴等、その他、支援項目があればご相談ください。
審査の上、支援対象か否か決定します。

※なお、支援金は、今回支援を希望される活動の完了報告書、写真、領収書（コピーでも可）が提出された後に振込となります。

4. 活動を証明出来る書類【活動内容の実績がない場合は、御相談下さい】

- 過去に災害時等においてボランティア活動している写真や報告書（写し可）等の証明するものを提出して下さい。

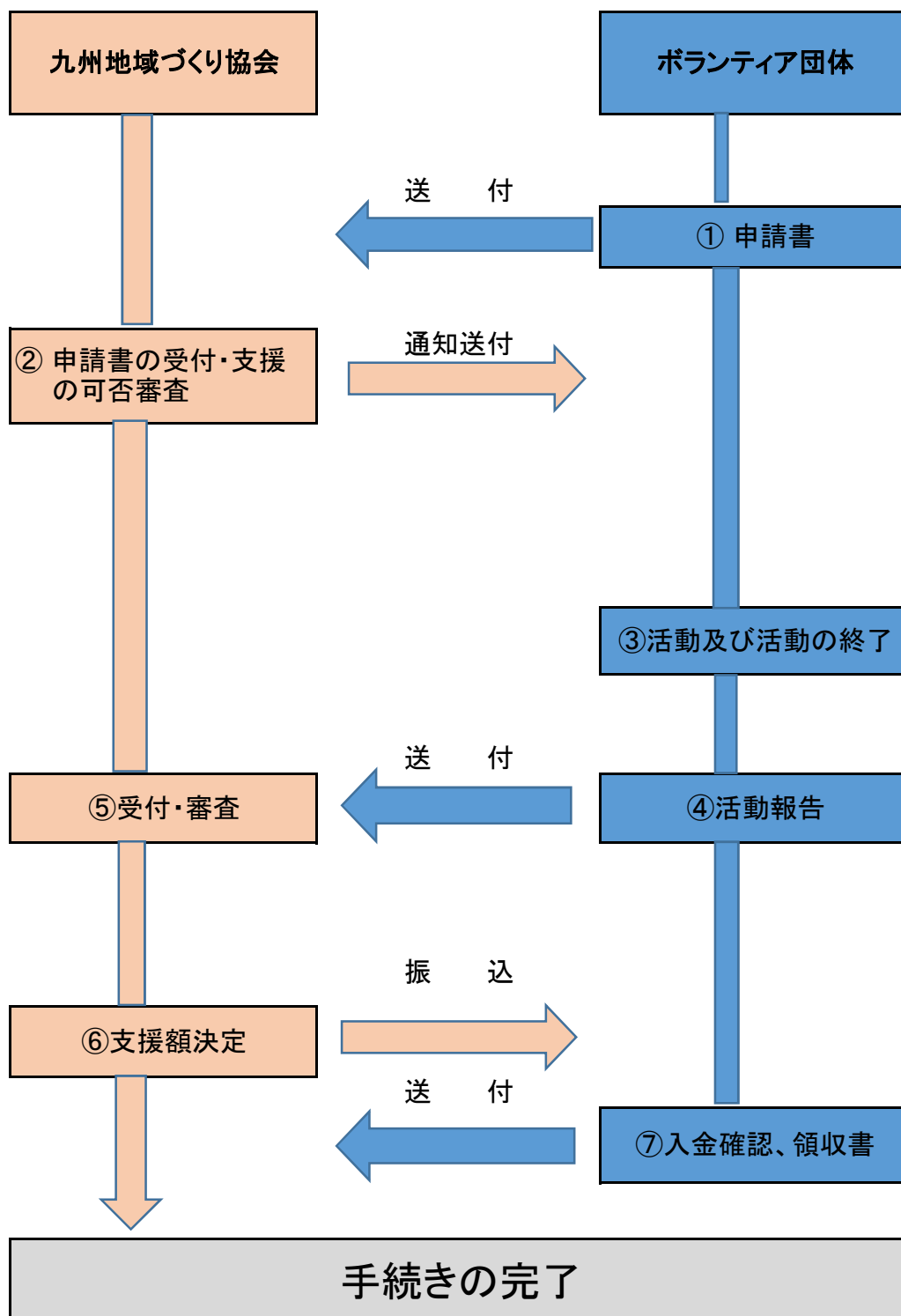
（写真は、内容が分かるように（例）○○地震・水害、場所、時期等を添え書きをお願いします。報告書等は団体として活動している部分の写し又は広報誌、新聞記事でも可です。）

5. その他

- 必要な項目は公益目的支援事業の応募要領に準じて審査を行います。
- 決定後協力いただける団体やグループは、決定通知書の手交及び、活動後の報告会への出席をお願いします。
- 報告内容については、当協会の公益目的事業として広報誌やホームページ等に掲載等いたしますのでご承知おき下さい。
- 支援金をご指定の口座に入金しましたら、領収書（様式は問わない）の発送をお願いします。

【問い合わせ先：企画部企画課 松井、有村 TEL.092-476-5680】

申請から手続きの完了までの流れについて



※協力がいただける団体やグループは、決定通知書の手交や、活動後の報告会への出席をお願いいたします。